

資 料 編

上ノ国町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	1
上ノ国町国民保護協議会条例	3
上ノ国町国民保護協議会運営規程	4
避難施設一覧	5
関係機関の連絡先	6

上ノ国町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、上ノ国町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、「この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、上ノ国町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上ノ国町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、上ノ国町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上ノ国町国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上ノ国町国民保護協議会条例(平成18年上ノ国町条例第2号)以下「協議会条例」という。)第6条の規定により、上ノ国町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員はやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議録)

第5条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 会議の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

(委員の異動報告)

第6条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項第1号から第7号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

避難施設一覧

(平成23年7月1日現在)

整理番号	名 称	所在地	電 話	F A X	管理する担当窓口	収容可能人員
1	神明地区集会施設	湯ノ岱355-2	0139-56-3233	-	神明町内会	92
2	湯ノ岱生活改善センター	湯ノ岱160	-	-	湯ノ岱町内会	102
3	宮越地区農業担い手センター	宮越155-4	-	-	宮越町内会	87
4	早瀬生活改善センター	早瀬71-1	-	-	早瀬町内会	67
5	桂岡生活改善センター	桂岡149-4	-	-	桂岡町内会	97
6	上ノ国町女性活動支援センター	中須田375-2外	0139-55-2824	-	中須田町内会	215
7	小森生活改善センター	小森246-4	-	-	小森町内会	76
8	豊田生活改善センター	豊田126-4	-	-	豊田町内会	59
9	ハンノキ地区コミュニティ施設	新村375	0139-55-2834	-	新村町内会	200
10	大留生活改善センター	大留228-7	-	-	大留町内会	103
11	上ノ国町林業センター	大留91	0139-55-3353	-	上ノ国町役場農林課	221
12	北海道上ノ国高等学校校舎	字大留351番地	0139-55-3766	0139-55-3768	北海道教育委員会施設課	1,346
13	北海道上ノ国高等学校屋内体育館	字大留351番地	0139-55-3766	0139-55-3768	北海道教育委員会施設課	608
14	北海道上ノ国高等学校グラウンド	字大留351番地	0139-55-3766	0139-55-3768	北海道教育委員会施設課	-
15	北村コミュニティセンター	北村134-1	-	-	北村町内会	127
16	向浜生活改善センター	向浜208	-	-	向浜町内会	77
17	上ノ国町高齢者能力活用センター	上ノ国274-7	0139-55-3527	-	上ノ国町内会	179
18	原歌生活改善センター	原歌72	-	-	原歌町内会	53
19	(道の駅) 「上ノ国もんじゅ」	字原歌3	0139-55-3949	0139-55-3994	(株)上ノ国町観光振興公社	469
20	大崎生活改善センター	大崎186-1	-	-	大崎町内会	73
21	木ノ子児童館	木ノ子14-2	-	-	木ノ子町内会	109
22	扇石地区多目的集会施設	扇石84	-	-	扇石町内会	101
23	汐吹生活館	汐吹184-1	0139-58-5667	-	汐吹町内会	123
24	上ノ国町立早川小学校校舎	石崎331番地の1	0139-59-2343	0139-59-4788	上ノ国町教育委員会事務局	625
25	上ノ国町立早川小学校体育館	石崎331番地の1	0139-59-2343	0139-59-4788	上ノ国町教育委員会事務局	325
26	上ノ国町立早川小学校グラウンド	石崎331番地の1	0139-59-2343	0139-59-4788	上ノ国町教育委員会事務局	-
27	小砂子へき地保健福祉館	小砂子80	0139-59-2268	-	小砂子町内会	111

【関係機関の連絡先】

平成23年7月1日現在

番号	名 称	所 在 地	電 話・FAX
1	函館開発建設部江差道路事務所	檜山郡江差町字泊町172	電話 0139-52-0107 FAX 0139-52-5519
2	檜山森林管理署	檜山郡厚沢部町緑町162-28	電話 0139-64-3201 FAX 0139-67-2749
3	江差海上保安署	檜山郡江差町字姥神町167	電話 0139-52-5118 FAX 0139-54-2065
4	檜山振興局(地域政策課)	檜山郡江差町字陣屋町336-3	電話 0139-52-6470 FAX 0139-52-2578
5	渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	檜山郡江差町字陣屋町336-3	電話 0139-52-6530 FAX 0139-52-2930
6	檜山振興局保健環境部保健福祉室	檜山郡江差町字本町63	電話 0139-52-1053 FAX 0139-52-1074
7	渡島総合振興局産業振興部西部森林室	松前郡松前町字朝日495-9	電話 0139-42-2013 FAX 0139-42-5016
8	北海道立江差病院	檜山郡江差町字伏木戸町 484	電話 0139-52-0036 FAX 0139-52-0098
9	檜山教育局	檜山郡江差町字陣屋町336-3	電話 0139-52-6521 FAX 0139-52-1368
10	函館方面江差警察署	檜山郡江差町字上野町30	電話 0139-52-0110 FAX 0139-52-0110
11	陸上自衛隊函館駐屯地第28普通科連隊(第3科警備幹部気付)	函館市広野町6-18	電話 0138-51-9171 FAX 0138-51-9171
12	北海道旅客鉄道(株)木古内駅	上磯郡木古内町本町525	電話 01392-2-2049
13	北海道電力(株)江差営業所	檜山郡江差町字姥神町171-1	電話 0139-52-0085 FAX 0139-52-5109
14	東日本電信電話株式会社北海道支店	札幌市中央区北1条西4丁目	電話 011-212-4466 FAX 0111-222-9524
15	檜山医師会	檜山郡江差町字姥神町31	電話 0139-52-1070 FAX 0139-52-4211
16	町立上ノ国診療所	檜山郡上ノ国町字上ノ国274-2	電話 0139-55-2017 FAX 0139-55-3179
17	上ノ国町消防団	檜山郡上ノ国町字勝山146	電話 0139-55-2071 FAX 0139-55-3488
18	檜山広域行政組合上ノ国消防署	檜山郡上ノ国町字勝山146	電話 0139-55-2071 FAX 0139-55-3488
19	上ノ国町教育委員会	檜山郡上ノ国町字大留100	電話 0139-55-2230 FAX 0139-55-1044